

令和6年度老人保健健康増進等事業
地域の権利擁護支援のあり方を考える研修会（令和6年7月19日）

地域の権利擁護支援の形をつくるために — 私たち、それぞれがなすべきことを考える —

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす
川端 伸子



講師プロフィール

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす
代表理事 川端 伸子

ケアワーカー、医療ソーシャルワーカーを経て、平成18年4月より東京都老人総合研究所に入職。介護予防区市町村サポートセンターにて権利擁護、高齢者虐待についての相談・研修を担当。平成21年4月より東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センターの専門相談員、同センターのセンター長（平成22年4月～平成29年3月）、アドバイザー（平成29年4月～平成30年3月）を務める。

一方で、専門職として後見事案を個人受任し、平成21年～2年間に、東京社会福祉士会ばあとなあ東京の担当理事を務める。

平成23年から(公社)あい権利擁護支援ネットより、虐待防止・権利擁護に関する講師派遣を担当。(公社)あい権利擁護支援ネットは、このほか困難事案の法人後見を実施。

平成30年4月より令和5年3月末までの5年間、厚生労働省にて成年後見制度利用促進専門官として勤務。「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の作成、「後見人等のための意思決定支援研修」「LIFE 意思決定支援の基本的考え方『私の人生の主人公は、私』」の作成、第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定に関わる。

令和5年5月より現職。

著書

第一法規『仕事をはかどるケアマネ術シリーズ4 はじめの一步が大切!高齢者虐待防止-在宅介護での兆候発見・支援のポイント-』(2017年)、中央法規『事例で深めるソーシャルワーク実習』(2014年)など。

目次

1. 権利擁護の支援と市町村行政の役割
2. 「後見」偏重がもたらした弊害と
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
3. 「成年後見制度」＝「権利擁護支援」??
4. 地域で形づくるために、何ができるか？

1

権利擁護の支援と市町村行政の役割

権利擁護の支援を必要とする人

権利擁護を必要とする人

- ・ 自分で自分の権利を、自ら主張することができない
- ・ 一人で権利を行使したり、それを実現することができない

具体的には・・・

- ・ 判断能力が不十分な人
 - ・ 社会から排除されている・差別を受けている人
 - ・ 子ども
 - ・ 犯罪の被害者
- 等

消極的権利擁護と積極的権利擁護

権利擁護を必要とする人

権利侵害を受けていても、
自分の権利を護るため行動
を起こすことができない

権利擁護の支援の内容

権利侵害・虐待の防止

消極的権利擁護

権利があっても、その権利の
行使を一人ですることができ
ない

意思決定支援
その人らしい生活を支
えるケアの提供

積極的権利擁護

権利擁護という言葉は、さまざまな意味を含んで使われています。



権利擁護の支援が無い時、何が起こるのか？

- ・ 片足が無い、70歳代の公園暮らしの男性
- ・ 「このまま、死んでいくのを見ているしかないのですか？」

支援はなかなか行き届かない

知的障害福祉法が出来たのは、1960年

今の児童虐待防止法が出来たのは、2000年

発達障害者支援法が出来たのは、2004年

障害のある人全てが、手帳を所持して支援を受けている訳ではありません。



視覚障害者には弱視の人もいれば、全盲の人もある

7割以上は、弱視の人

全く見えない⇒見えづらく生活に支障がある⇒見えづらいけれど眼鏡等で生活できる

他の障害も同じイメージを…

地方自治法、各福祉法と虐待防止法の条文

地方自治法 第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする。

老人福祉法32条

市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

権限付与

高齢者虐待防止法 第9条2項

市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

義務付け規定

頼れる身寄りがいない高齢者、障害者の権利擁護の手段として、市町村長申立てが機能してきました。



後見等に係る体制の整備等（各福祉法の改正）

（後見等に係る体制の整備等）

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、**研修の実施**、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行
（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

※知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においてもほぼ同様の規定あり

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。



市民後見人の育成・活用

平成23年～26年は市民後見推進事業、平成27年からは権利擁護人材育成事業として実施

成年後見制度利用促進法の目的

○推進し、達成されるべきこと:

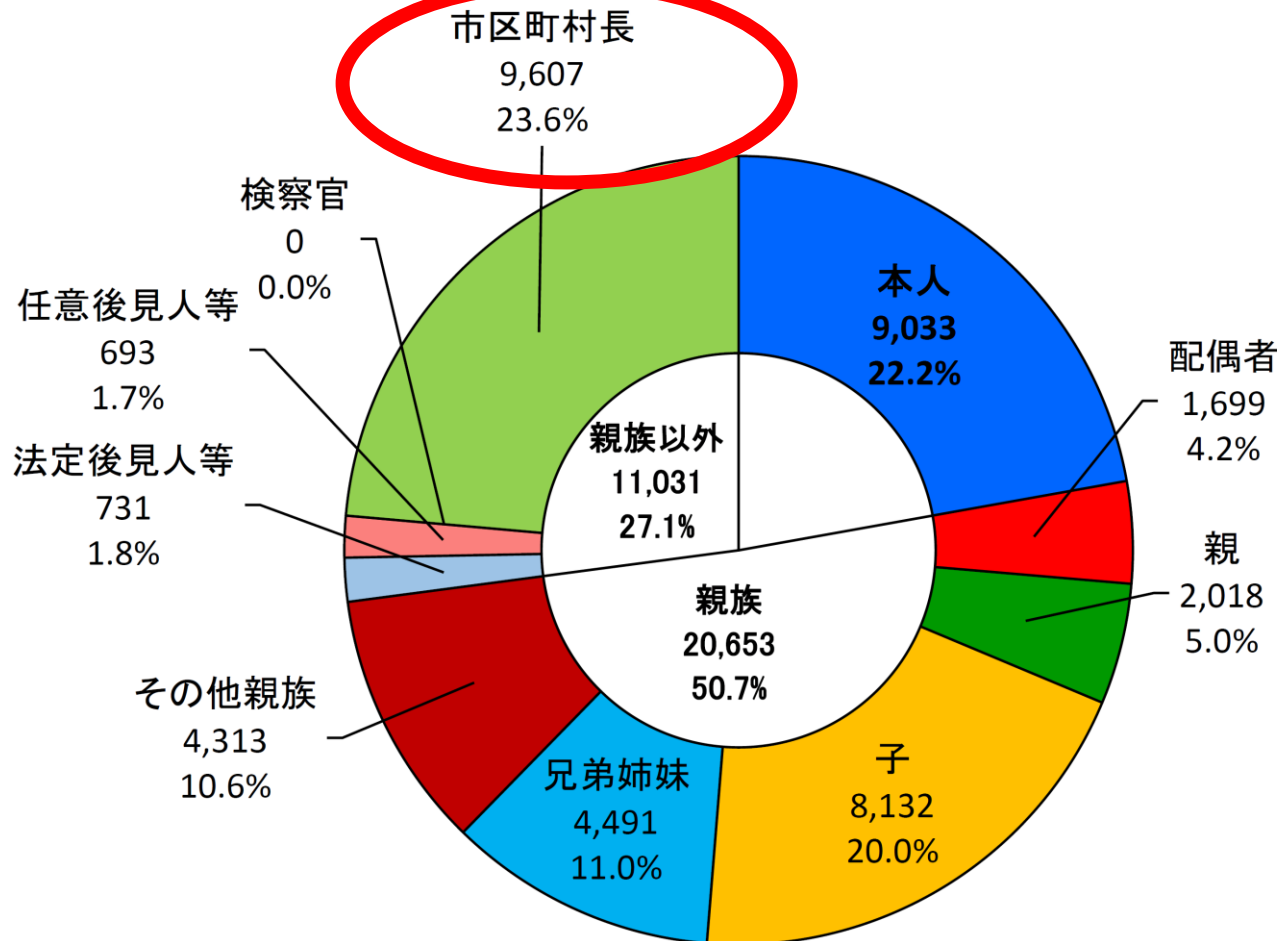
判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度（法定後見、任意後見）は、そのための 選択肢・手段

（促進法第1条）この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

申立人と本人との関係について

- ◆ 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.6%を占め、次いで本人（約22.2%）、本人の子（約20.0%）の順となっている。
- ◆ 市区町村長が申し立てたものは9,607件で、前年の9,231件（前年全体の約23.3%）に比べ、対前年比約4.1%の増加となっている。



裁判所公表資料「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 市町村長申立ての記述

P. 58

②市町村長申立ての適切な実施

市町村長申立ては、一部の市町村において適切に実施されておらず、例えば、申立てまでに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立てをせざるを得ないなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充を進める必要がある。加えて、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要である。特に、身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てを実施することが期待される。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する必要がある。

専門家会議では、市町村格差の指摘があり、適切に実施することが求められています。

現在でも、市町村長申立てが必要な人にとって、それが権利擁護の重要な手段であることに変わりはありません。



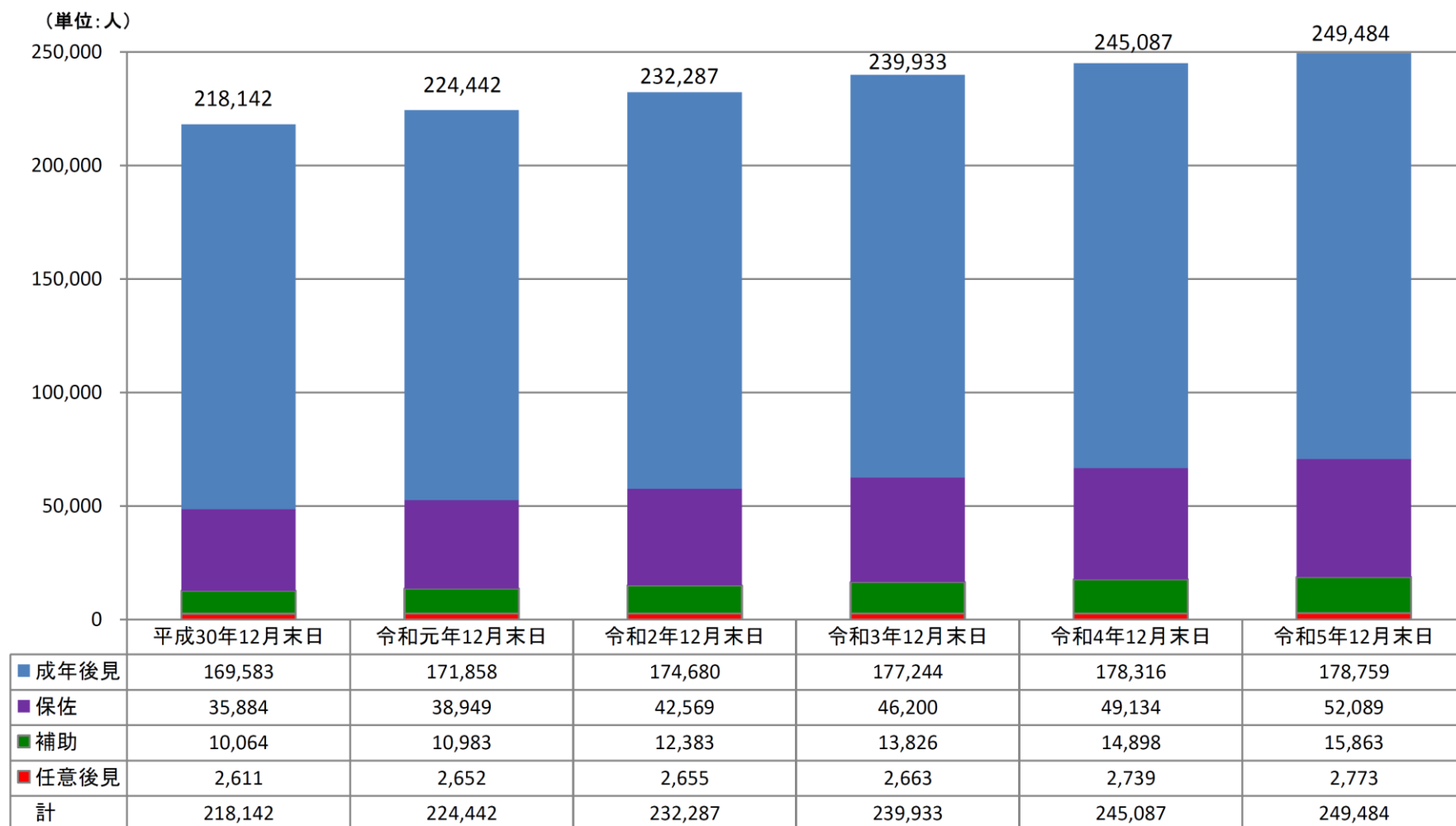
2

「後見」偏重がもたらした弊害と 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用者 総数の近年の動向

◆令和5年12月末時点の成年後見制度の利用者は約25万人弱。

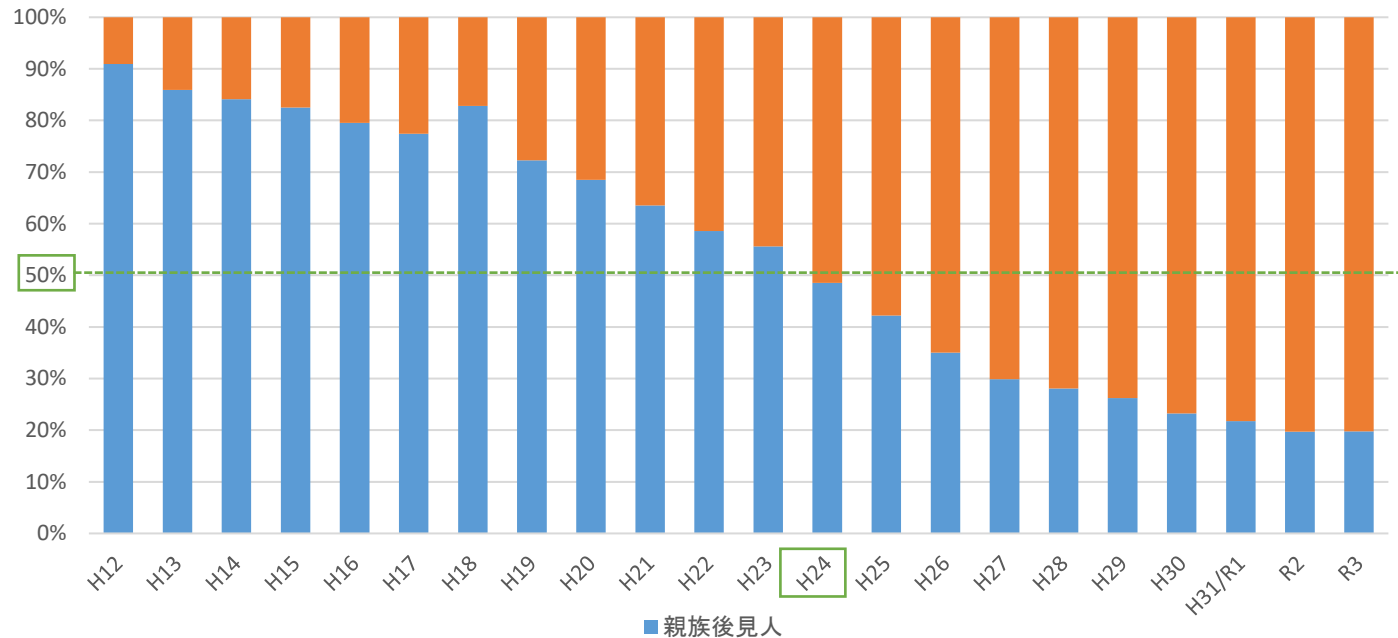
◆成年後見類型の割合が約71.7%、保佐が約20.9%、補助が約6.4%、任意後見の割合が約1.1%。



資料: 最高裁判所「成年後見関係事件の概況ー令和5年1月～12月ー」より作成

親族後見人と第三者後見人の選任割合の長期推移について

- 成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係性について、親族後見人(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が後見人に選任される割合は、減少傾向にある。
- 平成24年に第三者後見人の選任割合が親族後見人の選任割合を上回り、それ以降も親族後見人の選任割合は減少傾向が継続している。



(%)	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
親族後見人	90.9	85.9	84.1	82.5	79.5	77.4	82.9	72.2	68.5	63.5	58.6	55.6	48.5	42.2	35.0	29.9	28.1	26.2	23.2	21.8	19.7	19.8
第三者後見人	9.1	14.1	15.9	17.5	20.5	22.6	17.2	27.7	31.5	36.5	41.4	44.4	51.5	57.8	65.0	70.1	71.9	73.8	76.8	78.2	80.3	80.2

(出所) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

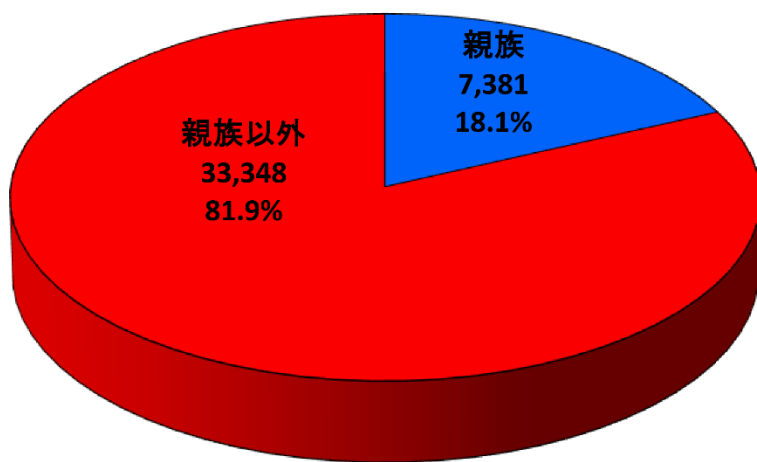
※統計期間がH12～19までは年度(4～3月)であるが、H20以降は暦年(1～12月)であるため、H20.1～3月の件数がH19とH20に重複して計上されている。

後見支援信託の導入

成年後見人等と本人との関係について①

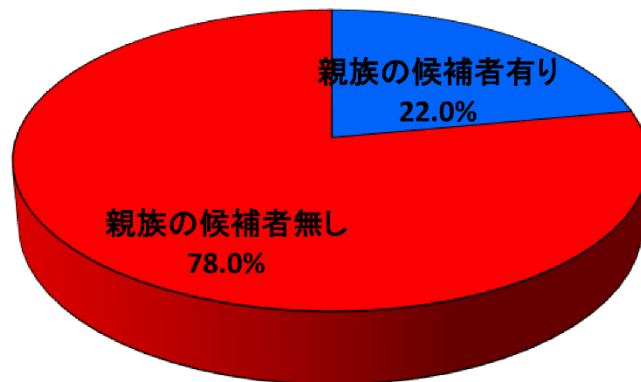
- ◆ 親族が成年後見人等に選任されたものは、全体の約18.1%、親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約81.9%。
- ◆ 令和5年1月から12月までに成年後見人等が選任された事件で、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されていた事件の割合は、約22.0%である。

① 親族、親族以外の別



(参考資料) 成年後見人等の候補者について

- 令和5年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約22.0%である。



(注) 一部の能登半島地震被災地庁の令和5年10月～12月分の数値は反映されていない。

当事者の言葉から（残念な事例）②

●関係者全員で施設入所の検討を始めたところ、後見人は本人の意思を確認することなく、特別養護老人ホーム以外の選択肢を認めない。また、本人の意思を確認した上で他の選択肢を提案しても、後見人は聞く耳を持たず、ケア会議への参加を拒否し欠席した。

（障がい者支援団体）

●サービス担当者会議において、本人がどのようなサービスを利用したいか、発言しようとしているのに、「時間がないから」「現実的ではないから」といって後見人が決めてしまった。

（障がい者支援団体）

●「面会に来ない」「面会に来ても聴聞するのみ」「本人のための積極的なサポートがまったくない」「管理のみ」「施設任せ」

（本人のご家族）



圧倒的に法定後見の「後見類型」偏重で成年後見制度は利用されてきました。

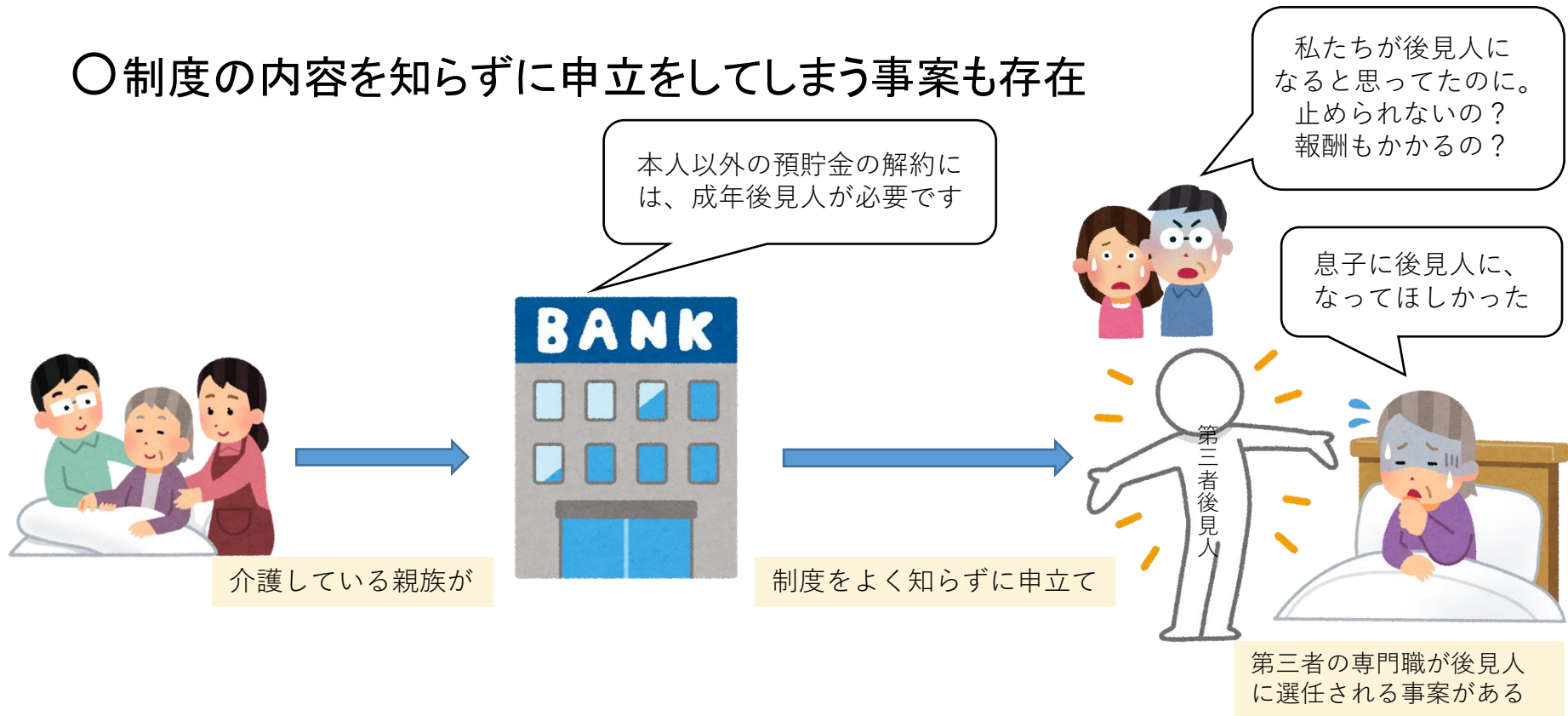
親族後見人は減り、約8割の第三者後見人が選任されています。

その結果、「包括的代理権」を濫用しているのではないか？という事態が指摘されてきました。



公的相談窓口を明示し、広報する必要性

○制度の内容を知らずに申立をしてしまう事案も存在



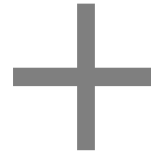
○苦情が行政の窓口に来ても、簡単には後見人等を交代させることができなかった。

身近な公的相談窓口が分かりやすく明示されることが必要。
親族が後見人になる場合の支援が必要。

人的資源の限界を意識した調整・コーディネート必要性



本人の権利を護るための**専門的知識**
(法的知識や対人援助技術)があり、



チームとともに、**本人の意思を丁寧に
くみ取り、その決定を支援**できる

かつ

このような後見人等が選任されることが理想。
そうであってこそ、本人らしい生活を守る制度として、
成年後見制度が活きてくる。
しかし、そのような後見人等の数には限りがある。

限られた人的資源を大切にすること・拡大していくことに、早急に取り組む必要性

受任者調整
後見人等の育成
後見人の交代、支援

専門職の専門性を発揮し
終わったら、交代してい
ける体制づくり

第一期成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

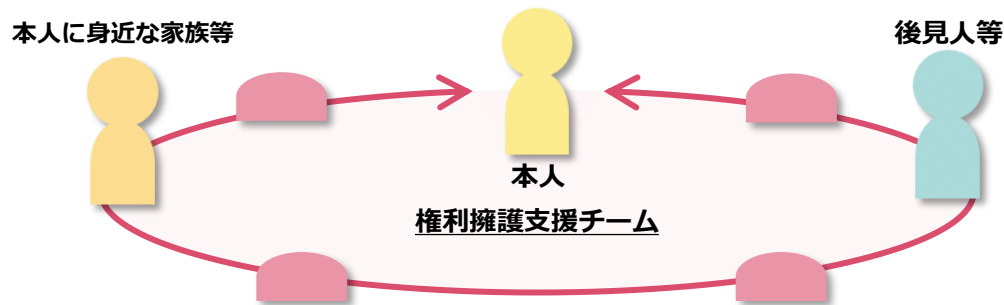
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

権利擁護支援チーム



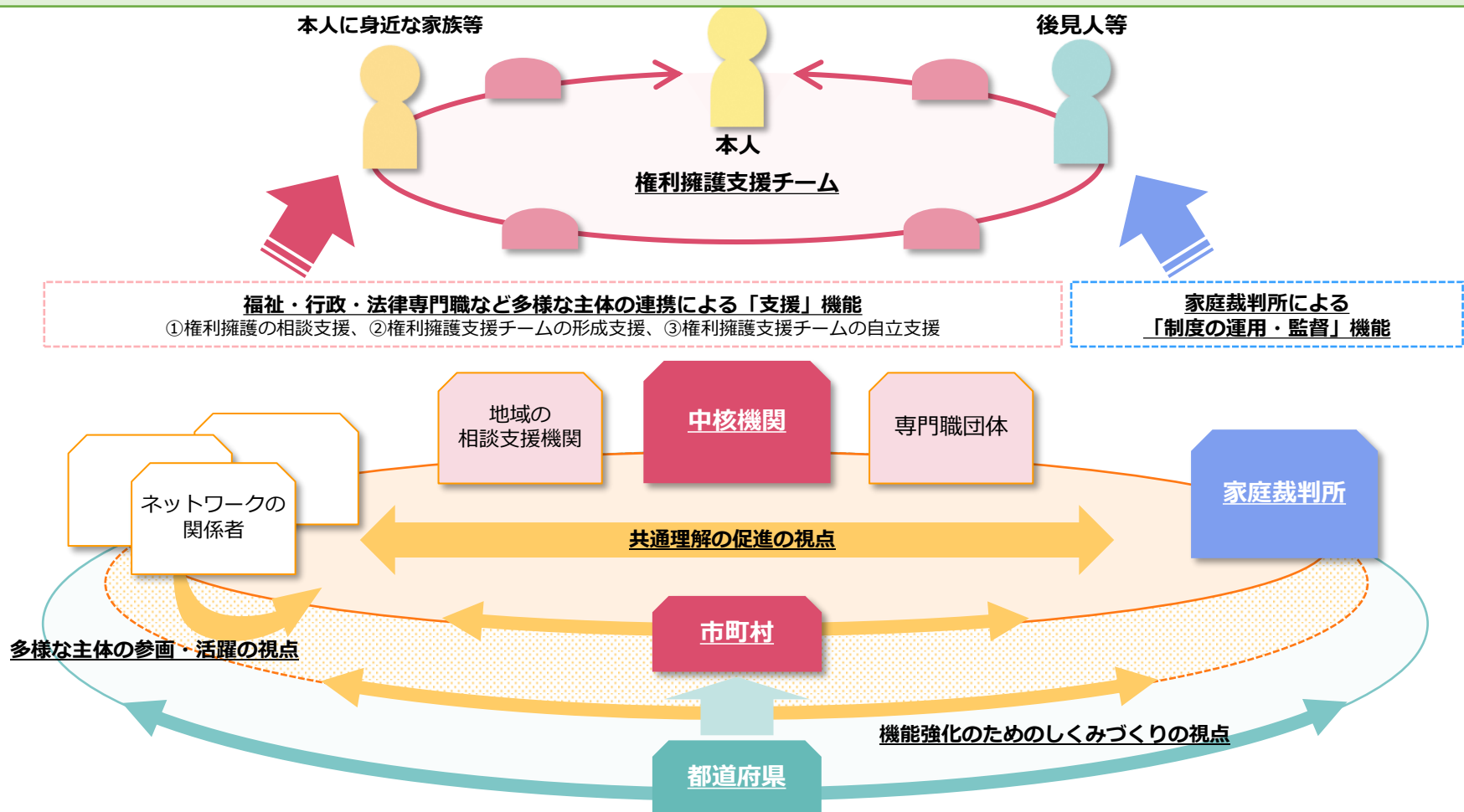
内容	本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が チーム となって 日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み
メンバー例	家族・親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者 等
エリア	日常生活圏域 等

- ◆ 第一期基本計画で「チーム」と表現されていましたが、「権利擁護支援チーム」と言い換えられました。
- ◆ 必ずしも一から作る必要はなく、ケアマネジャーや相談支援専門員が作っている既存のチームに、後見人等があとから参加するケースも少なくありません。

権利擁護支援チームを支える地域連携ネットワーク

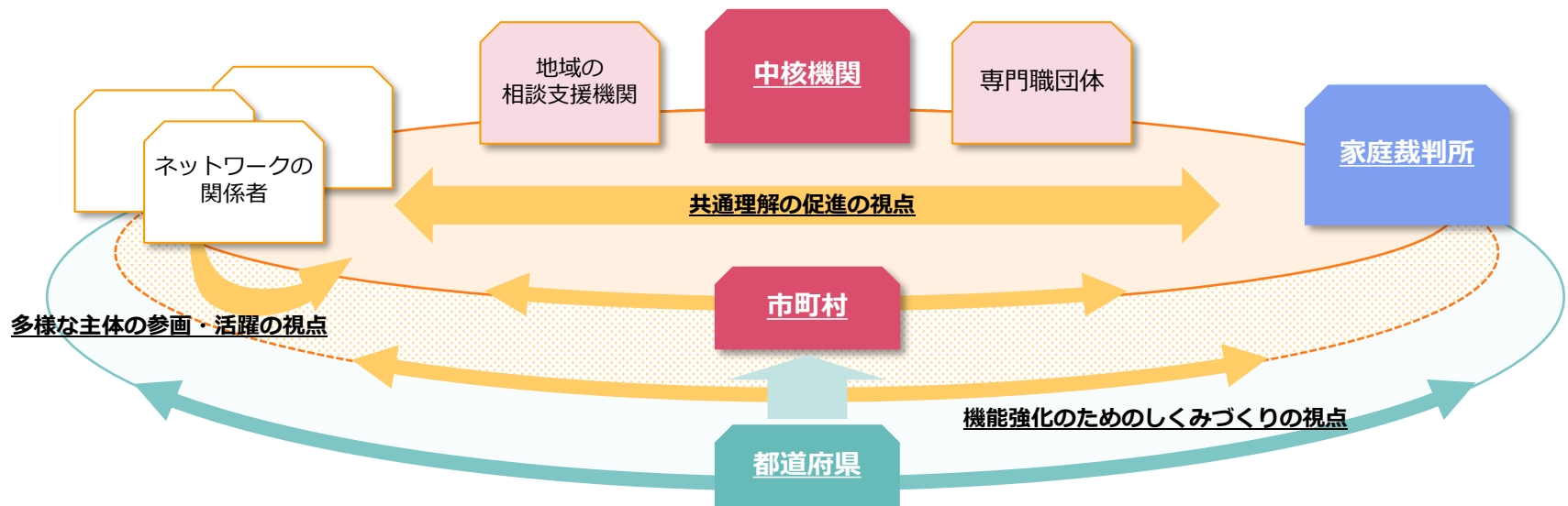
- ◆ 権利擁護支援チームが、日常的に連携して本人を支えていくためには、福祉・行政・専門職等による「支援」機能と、家庭裁判所の「制度・運用」機能が連携していく必要があります。この連携を推進するのが地域連携ネットワークです。そして、連携の要となるのが「協議会」(各地で名称は様々)です。

- ・ 第二期基本計画では、地域連携ネットワークは、市町村単位だけでなく、複数の市町村圏域、都道府県圏域での連携が重要と示されました。



協議会について

- ◆ 基本計画で示されている協議会は、地域ケア推進会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版と解することができます。
- ◆ 各地域で取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」を加えていくことも想定されています。



内容	後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体
----	--

メンバー例	上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定（例：商工会や警察など）
-------	-----------------------------------

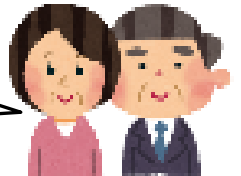
エリア	市町村圏域～広域圏域～都道府圏域 等
-----	--------------------

市民後見人への期待



意思決定支援、身上保護を重視した後見活動というのは、市民後見人の方々が実践していることだと感じます。

同じ地域で生活している生活者の視点をもって、丁寧な後見活動により支えられることで、ご本人がどんどん生き生きとするようになりましたよ！



担い手が足りないから市民後見なのではなく、市民後見を基盤として成年後見を考えてみては??

成年後見制度利用促進基本計画では、市町村ごとに、「必要な人に」「適切に」成年後見制度が利用される仕組みづくりがなれるよう（必要ない人が間違っ利用することがないよう）（必要な人が、不適切な利用となることがないよう）、市民の力を重視した施策が展開されてきました。



3

「成年後見制度の利用促進」から
「権利擁護支援の推進」へ

現在、報酬のあり方、報酬助成のあり方、後見人等の交代における課題、担い手の不足（伸びなやみ）・・・
様々な課題について、現行制度上の運用改善に取り組んでいます。



報酬算定についての今後の方向性

- ◆ 最高裁判所は今後、以下の資料により、身上保護が適切に評価されるよう報告書式を見直すこと、報酬付与額の平均等の過去の実績を示していくことを示しています。

現実に運用する観点からの今後の方向性

ポイント

裁判所の立場で改善すべきこととすべきではないことを整理した上で、実現可能なものを目指す
→これまでの検討を活かし、以下のポイントを中心に現実的にできることから運用を改善していく



①報告書式の変更

- ◆ 身上保護や意思決定支援に関する事情も適切に把握できる報告書式とする。

報酬算定の在り方のみならず、後見人等の身上保護事務に関する事情を適切に把握するために、後見事務の報告書式を変更することが考えられる（身上保護や意思決定支援に関する報告項目を設けることは、身上保護事務を重視することのメッセージにもなると考えられる。）。

②身上保護事務の評価

- ◆ 個々の法律行為等に着目して積算しないことを前提に、プロセス全体を見て身上保護を評価する。

・身上保護のプロセスにおいて特に労力を要した場合等の例外的な事情があるときに加算し、本人との面談を行っていない、支援者と連絡が取れないなど、身上保護事務が不十分である場合には減額する方向。
・報告量が多い分加算されるという性質のものではなく、事案としての性質を総合的に評価して加算を検討する。

③財産管理事務の評価

- ◆ 資産額が非常に高額であるために報酬額も高額になる事案については、事務負担の程度等事案全体を見て評価することで、従前よりも減額になることも考えられる。

- ◆ 財産管理の付加報酬については、専門性を適切に評価するという観点から、法テラスの代理援助立替基準を参考にする。

法テラス基準は民事法律扶助のための低額の水準であること、個々の事案の専門職の発揮する専門性（職域）に応じて報酬額が変動し得ることに留意する（事務の難易度や発揮された専門性が高い場合や管理財産が高額な場合は、法テラスの代理援助立替基準よりも高額な報酬が算定されることも考えられる。）。

④予測可能性の確保

- ◆ 報酬付与額の平均などの過去の実績を示すことで、できる限り予測可能性の確保に努める。

報酬算定についてのスケジュール

今後のスケジュールについて

現 在

付加報酬の点等も含め、具体的な運用の開始に向けて、全国の家裁裁判所が可能な限り準備の足並みを揃えられるように意見交換等をしている。

令和 5 年度

今回ご説明した方向性に沿って、各家庭裁判所で実現可能な運用改善の内容について議論するとともに、本年度中に、保佐、補助、任意後見の報告書式等も含め、全国の家裁裁判所で検討するために必要な書式等のツールを整備する。

令和 6 年度

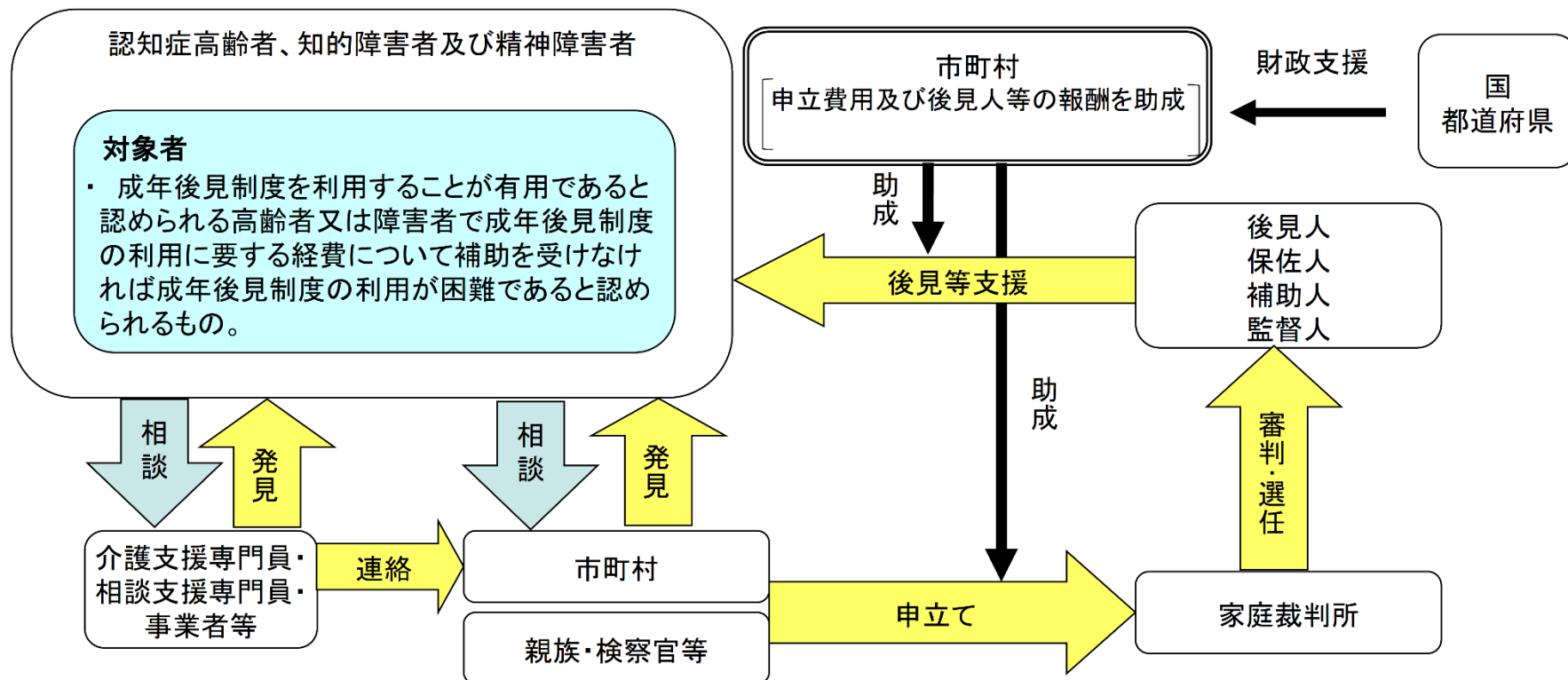
各家庭裁判所で実現可能な運用改善の内容の整理を踏まえて、各家庭裁判所における運用に向けた準備、報告書式の変更に伴う準備、運用の変更にあたっての対外的な説明・周知を行う。

令和 7 年 4 月 運用開始予定



1 成年後見制度利用支援事業について

- 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものに対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業である。



成年後見制度利用支援事業の推進

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進**。

◆ 自治体への通知発出及び全国担当課長会議における周知

- 令和4年10月に「**成年後見制度利用支援事業の適切な実施について**」※を**各都道府県・各市町村あて発出**。同事業の対象として、市町村長申立以外の本人申立や親族申立費用及び報酬、生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、後見等監督人が選任される場合の報酬等を含むこと等について検討するよう周知。 ※令和4年10月17日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡
- 加えて、令和5年3月開催の**全国担当課長会議**において、上記について**再度周知**を行った。

◆ 調査研究の実施（老人保健健康増進等事業）

- 令和4年度老人保健健康増進等事業において、全国の成年後見制度利用支援事業の**実施状況や未実施理由等の把握**を行うとともに、事業の**推進につながる留意事項**について検討を行っており、今後、通知を発出予定である。

（参考）成年後見制度に係る申立費用や報酬助成の状況

高齢者関係

n=1,741 / R3.4 1,690自治体 / R4.4 1,699自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,575自治体・90.5%	→	1,602自治体・92.0%
・申立費用助成のみ	16自治体・0.9%	→	11自治体・0.6%
・報酬助成のみ	99自治体・5.7%	→	86自治体・4.9%
・いずれもなし	51自治体・2.9%	→	42自治体・2.4%

障害者関係

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある

n=1,741 / R3.4 1,682自治体 / R4.4 1,703自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,565自治体・89.9%	→	1,605自治体・92.0%
・申立費用助成のみ	20自治体・1.1%	→	15自治体・0.9%
・報酬助成のみ	97自治体・5.6%	→	83自治体・4.8%
・いずれもなし	59自治体・3.4%	→	38自治体・2.2%

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R4.4	1,699	1,116	1,095	880	1,699	1,685	1,683	21	1,678
R3.4	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667
R2.4	1,640	871	832	662	1,655	1,624	1,620	71	1,588

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R4.4	1,702	1,118	1,093	873	1,703	1,686	1,684	16	1,687
R3.4	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651
R2.4	1,624	855	812	653	1,634	1,598	1,594	77	1,573

出典：成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（令和4年度速報値）

地域支援事業における任意事業の概要

○事業の目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

○事業の対象者

被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者。

○事業の内容

地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には以下に掲げる事業を対象。

介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施。

【主要介護給付等費用適正化事業】

- ① 認定調査状況チェック
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修等の点検
- ④ 医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤ 介護給付費通知

【その他】

- ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
- ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施。

- ① 介護教室の開催
要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした教室の開催
- ② 認知症高齢者見守り事業
地域における認知症高齢者の見守り体制の構築
- ③ 家族介護継続支援事業
家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減
 - ア 健康相談・疾病予防事業
 - イ 介護者交流会の開催
 - ウ 介護自立支援事業
 - ・ 家族を慰労するための事業（慰労金）
 - ・ 介護用品の支給（H26年度に実施している保険者のみ）

その他の事業

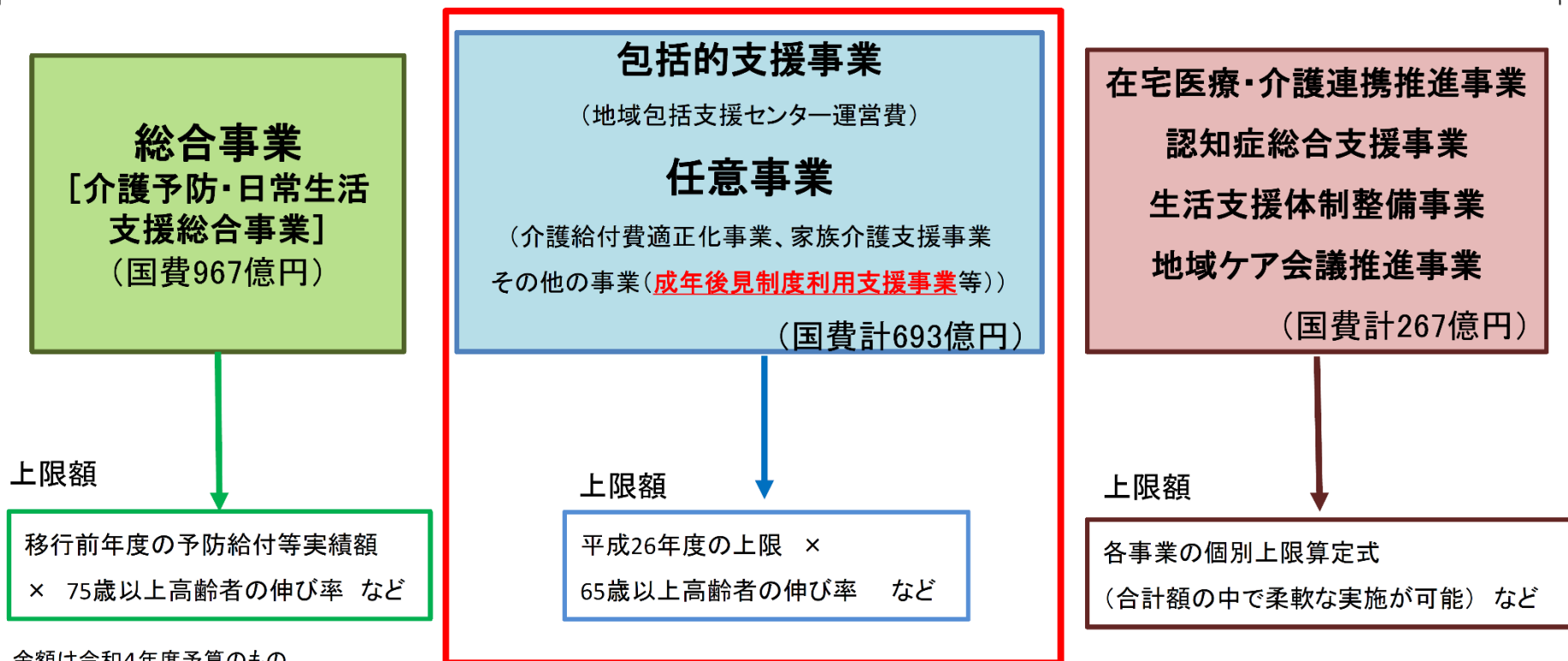
介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施。

- ① **成年後見制度利用支援事業**
- ② 福祉用具・住宅改修支援事業
- ③ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
- ④ 認知症サポーター等養成事業
- ⑤ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
- ⑥ 地域自立生活支援事業
 - ア 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
 - イ 介護サービスの質の向上に資する事業
 - ウ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業（配食・見守り等）
 - エ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

地域支援事業の上限額

- 地域支援事業は、事業の上限額(交付金の交付上限額)が定められている。
- 上限額は、各市町村ごとに算定され、市町村はその額の範囲内で事業の実施が可能となっている。
- ※ 平成26年度までは、介護給付費の額に連動して上限額が高くなる仕組みとしていたが、総合事業の創設等を踏まえ、各事業の実施に必要な経費を確保し、その円滑な実施を進める観点から、本取扱へ移行。

地域支援事業



※ 金額は令和4年度予算のもの。

成年後見制度利用促進専門家会議 第1回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ 厚生労働省作成 資料3(R4.9.27)より引用

地域生活支援事業等について

令和5年度要求額：531億円（令和4年度予算額：506億円）

（※）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業（障害分）の対応分を含む。

- ・基幹相談支援センター等機能強化事業等分
- ・地域活動支援センター機能強化事業分

概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

事業内容

○ 地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）

（1）事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

〔地域の特性〕 地理的条件や社会資源の状況

〔柔軟な形態〕 ① 委託契約・広域連合等の活用 ② 突発的なニーズに臨機応変に対応可能
③ 個別給付では対応できない複数の利用者に対応可能

（2）地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）

（3）生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

・補助率 ※**統合補助金**

市町村事業：国1／2以内・都道府県1／4以内で補助、都道府県事業：国1／2以内で補助

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度に創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

・補助率 国1／2又は定額（10／10相当）

市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の見直し（予定）

- ◆ 第二期基本計画を策定するためのワーキングでは、無報酬事案が発生しているという指摘や、成年後見制度利用支援事業という仕組みで報酬助成をし続けることが困難であるという指摘がなされました。
- ◆ そのため、短期的には「市町村長申立ての適切な実施、成年後見制度利用支援事業の推進」に取り組めますが、成年後見制度の見直しと併せて、報酬助成等のあり方も見直すことが、第二期基本計画には示されています。

成年後見制度利用支援事業の推進

「第二期計画における工程表とKP」より

優先して取り組む事項	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・ 成年後見制度利用支援事業の推進	・ 全47都道府県 ・ 全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	都道府県による研修の継続実施
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善	
制度の運用改善等	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による実施
			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施	
			適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討

適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討

成年後見制度利用促進専門家会議における対応困難事案WG

- ◆ 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、進捗管理が必要な項目について3つのワーキンググループを立ち上げた。
- ◆ そのうちの一つ、地域連携ネットワークワーキング・グループにおいて、後見人等への苦情についての対応困難案件について協議された。

WG名	主査	論点と第二期計画に記載された主な検討事項
①総合的な権利擁護支援策の検討WG ※前WG「福祉・行政と司法の連携強化WG」	山野目委員	総合的な権利擁護支援策の検討に関すること ○ 生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開される方策（意思決定支援、運営の透明性や信頼性、地域連携ネットワーク等との連携の確保） ○ 権利侵害等を発見した場合において、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策 ○ 寄付等の活用方策 ○ 支援困難事案を受任する法人が行政の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できる方策
②成年後見制度の運用改善等に関するWG ※前WG「成年後見制度の運用改善等に関するWG」	新井委員	適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関すること ○ 後見人等の適切な報酬の算定に向けた裁判所による自律的な検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等 ○ 市町村の成年後見制度利用支援事業が全国的に適切に実施される方策 ○ 国の地域支援事業及び地域生活支援事業について、必要な見直しを含めた対応の検討 ○ 法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策の検討
③地域連携ネットワークWG ※前WG「地域連携ネットワークWG」	上山委員	対応困難事案に関すること ○ （中核機関が関係者と認識を共有できない）事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策

第13回成年後見制度利用促進専門家会議 厚生労働省作成 資料3-1(R4.5.18)より引用

中核機関からの対応困難事案の報告

1) 意思決定支援の課題に関する事例

③地域連携ネットワークで対応したが解決に至らなかったもの

タイプ	類型	相談者	状況	病院関係者	中核機関の対応	グループホーム
B	後見	事業所	- 認知症対応型グループホームに入居 日頃から後見人に連絡がとれない状況が続いていた - 年末の夕方に本人が緊急入院となった 職員が何度連絡しても繋がらず、夜間の人員体制に支障が生じた - 事業所は後見人から病院に連絡してほしいが、対応してもらえなかった	後見人と全く連絡がとれず退院調整できない状況が続いていた	①施設から連絡が入り、 後見人に連絡をする ②後日、行政、包括を交えてケース会議の開催 「連携課題への対応と今後の方針について」 ③専門職団体に経過途中での相談（後見人への連絡依頼） ④結果の報告と課題に対する専門職団体としての組織的対応を求める	「退院後に受け入れるつもりでいたが、連絡できない状況が継続しており本人には申し訳ないがこれ以上受け入れられない。 後見人と一緒に支援することが出来い。」 本人「ここで暮らせて本当に幸せ。感謝しかありません」 

結果

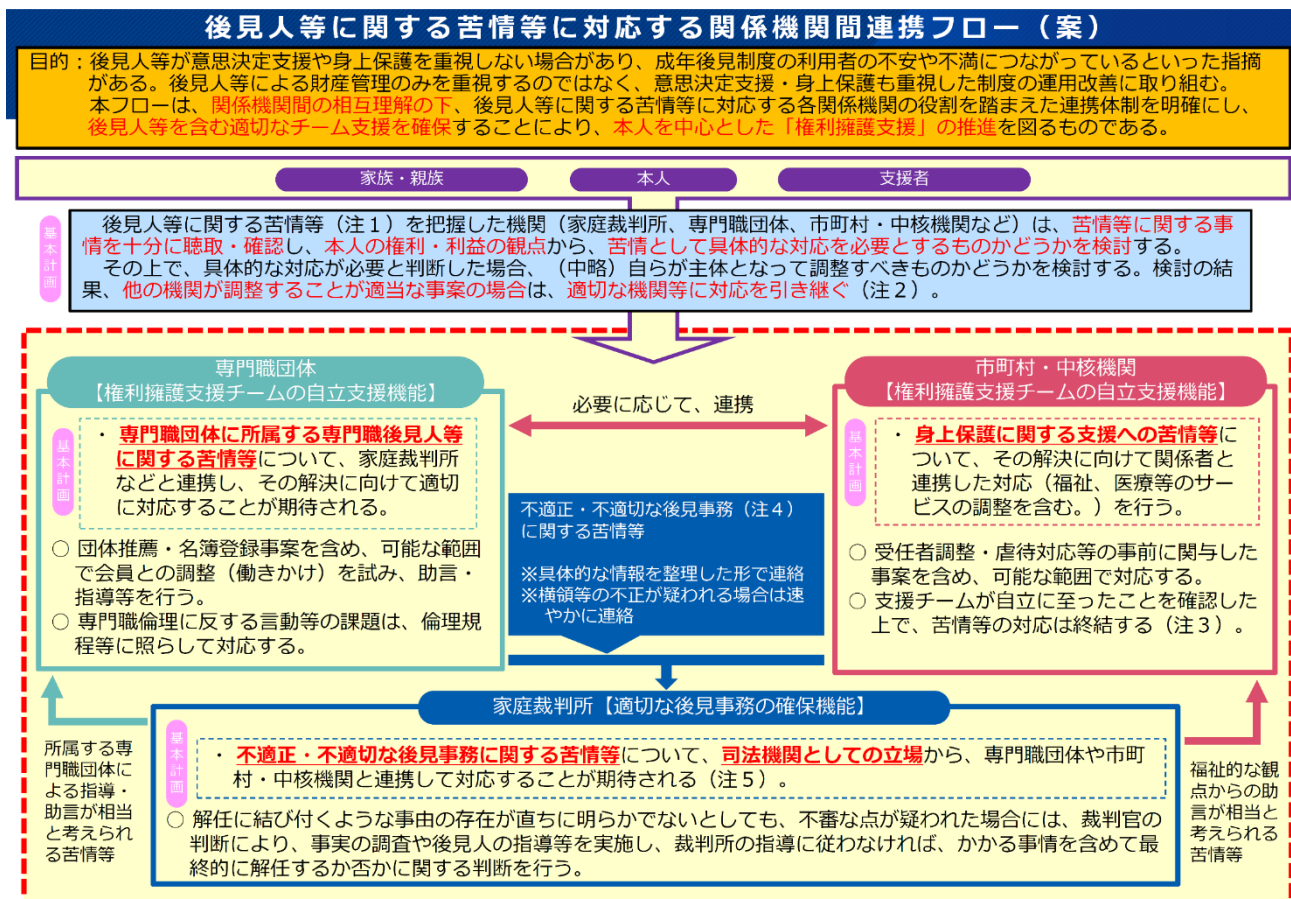
本人は退院後、GHに戻りたかったが療養型病院に入院することになった

課題

本人は後見人への苦情（交代等）を伝えることができない（後見類型）

後見人等への苦情に対応する連携フロー・連絡シート作成とモデル地区での試行実施

- ◆ 厚生労働省が「中核機関、3つの専門職団体、家庭裁判所」における連携フロー案を作成、最高裁判所が連携のための「連絡シート」を作成し、モデル地区を設定。
- ◆ 令和5年度、モデル地区にて、後見人等に関する苦情への対応を実施した。



試行の結果

- ◆ 試行の結果として、中核機関・専門職団体・家庭裁判所の連携フロー、連絡シート活用により一定程度、後見人等の苦情に対応すること、交代に至ったことが報告された。

連携が機能した事例（後見人の交代に至った事例）について

- 中核機関に関係機関から専門職後見人（社会福祉士）に関する苦情が寄せられた。
苦情の内容は、連絡しても返信がない、ケース会議に出ない、本人と面会していない、といったもの。
中核機関が関係機関と親族の双方から聞き取り、専門職団体に情報共有。中核機関は「連絡シート」により家庭裁判所に連絡。
専門職団体が後見人と面談にて状況を確認した。結果として後見人は交代に至った。
- 中核機関に関係機関から専門職後見人（社会福祉士）に関する苦情が寄せられた。
苦情の内容は、関係機関が設定したカンファレンスを当日朝に欠席する旨のFAXがあり、カンファレンス再設定の連絡もなく、その後、所属する専門職団体から話し合いの場を設定するよう指導されるも応じない、といったもの。
中核機関が専門相談（弁護士会・社会福祉士会による複数派遣）により後見人と面談を行い、後見人の交代に至った。

家裁への「連絡シート」について

- 中核機関が後見人に事情を尋ね、ケース会議において情報共有・役割分担を検討すれば、おおむね解決に至るため「連絡シート」を利用するまでには至らないが、専門職団体（弁護士）に相談したケースでは、弁護士は独立しており具体的な指示は出来ないため家庭裁判所に連絡してほしいと言われたため、「連絡シート」が必要であった。
- 裁判所側から示されたことにより家庭裁判所への連絡がし易くなったほか、連絡項目が明確にされたことにより中核機関が確認すべき項目が明らかになり、さらに、様式化されたことにより確実な情報伝達・共有につながった。

連携が機能しなかった事例について

- 中核機関に親族から専門職後見人（弁護士）に関する苦情が寄せられた。
中核機関の職員が知り合いの弁護士に相談したところ、「市民窓口」を紹介いただいたが、親族は、後見業務に特化した相談窓口ではないとして「市民窓口」には相談しなかった。弁護士会にも後見業務に特化した相談窓口があるとよい。

取組を推進する国庫補助

- ◆ 今年度の予算では、中核機関が対応困難事案の支援円滑化（後見人等への苦情対応など）に取り組む場合に、国庫補助が受けられるように設定されており、取組を推進しようとしている。

（参考）令和6年度当初予算案 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

令和6年度当初予算案 7.8億円 (4.0億円) ※()内は前年度当初予算額

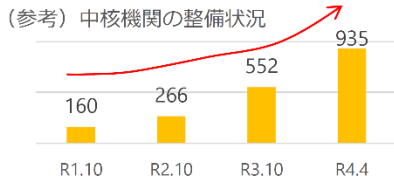
1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのK P I達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において**、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど**市町村支援機能の強化**を図る。
(都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 全都道府県)
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整合体制や**後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築**など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
(市町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市町村 → 令和6年度末 全市町村)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

● 中核機関^(※)立ち上げ支援事業

〈実施主体〉市町村（委託可）
 〈基準額〉600千円
 〈補助率〉1/2
 〈実績〉58市町村（令和4年度）

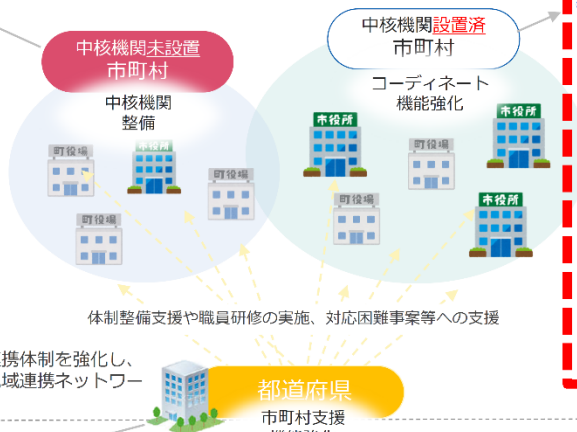


※「中核機関」とは、協議会（関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体）の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

〈実施主体〉 都道府県（委託可）
 〈基準額〉 1,000千円/必須取組
 4,000千円/加算取組
 （1都道府県あたり最大10,000千円）
 〈補助率〉 1/2 〈実績〉 41都道府県（令和4年度）

－ 事業の実施・関係性のイメージ －



○ 中核機関コーディネート機能強化事業

〈実施主体〉市町村（委託可）
 〈基準額〉1,000千円/取組
 〈補助率〉1/2
 〈実績〉264市町村（令和4年度）
 （コーディネート機能強化の取組）

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化、
対応困難事案の支援円滑化 **新**
- ③ 広域連携の実施

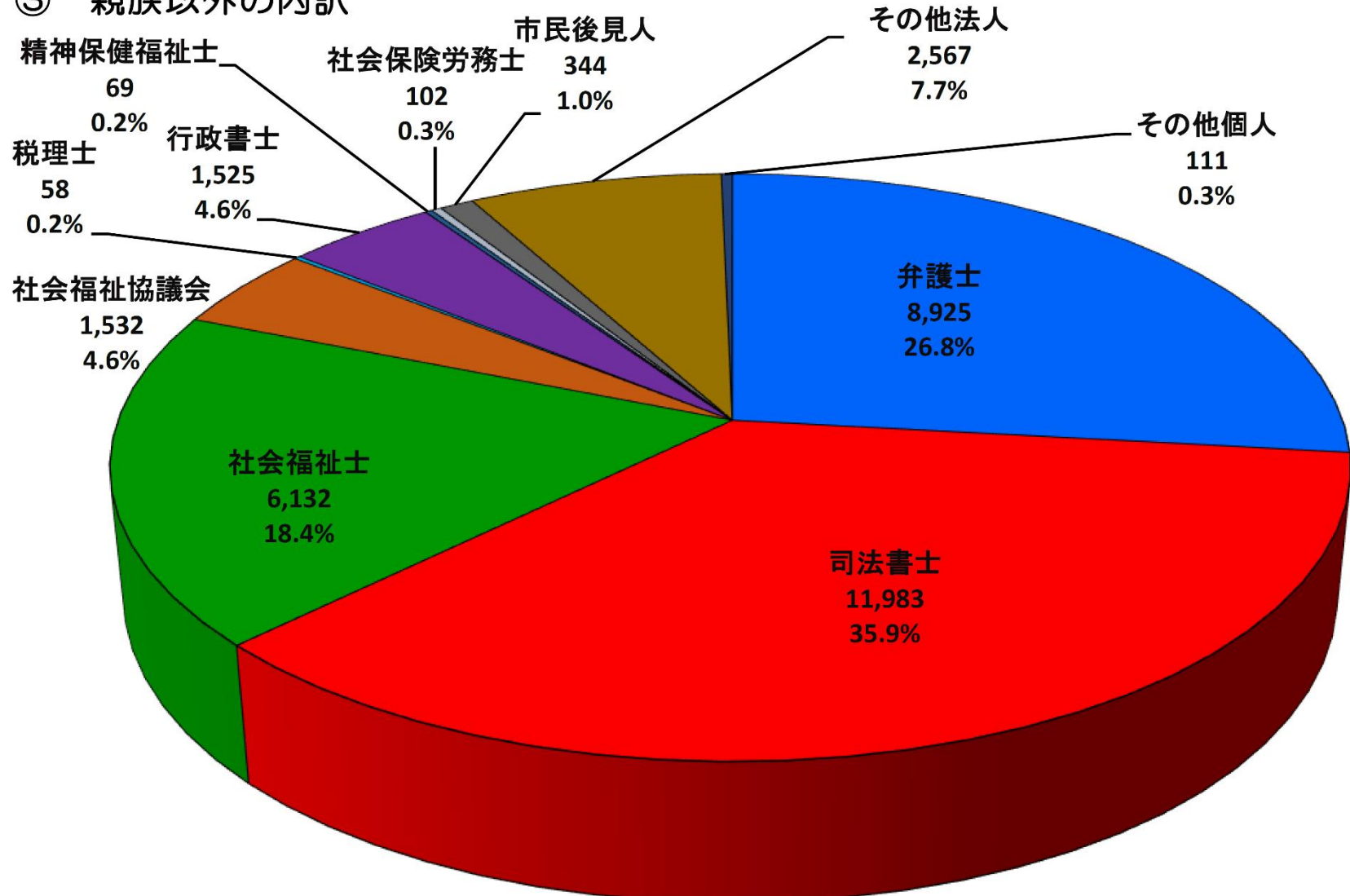
【必須】 ①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】 ①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

第15回成年後見制度利用促進専門家会議 資料2-2 厚生労働省作成資料(R6.3.22)より引用

成年後見人等と本人との関係について②親族以外の内訳

③ 親族以外の内訳



裁判所公表資料「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

現行制度の枠組みだけで課題解決は難しいことも、第二期計画策定の際に指摘がありました。



第二期基本計画における基本的考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

◆成年後見制度等の見直しに向けた検討◆

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関係する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

成年後見制度の見直し

◆総合的な権利擁護支援策の充実◆

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業

「成年後見制度」利用しやすく見直し検討へ 小泉法相

2024年2月13日 13時18分

NHK

認知症などの人に代わって財産の管理などを行う「成年後見制度」について小泉法務大臣は、高齢化の進展に伴い必要性が高まるとして、より利用しやすい制度への見直しを検討するよう、今週、法制審議会に諮問することを明らかにしました。

「成年後見制度」は、認知症などで判断能力が十分でない人に代わって、弁護士や社会福祉士といった第三者が財産などを管理する仕組みで、高齢化の進展に伴い必要性が高まるとみられています。

ただ、制度の利用を始めると原則、やめられないことや、後見人の交代ができずに利用者の状況に合わせた保護が受けられないことなどが課題となっています。

小泉法務大臣は、記者会見で「制度の利便性を考えた時に改善の余地があると考えられる。世の中の変化に応じた制度になるよう議論してほしい」と述べ、より利用しやすい制度への見直しを検討するよう、15日、法制審議会に諮問することを明らかにしました。

これを受けて法制審議会では、▽制度の利用期間を定めることや▽必要性がなくなれば終了できる仕組み、それに▽利用者の状況にあわせて後見人を交代できる仕組みなどを検討することが想定されます。

また小泉大臣は、全文を手書きしなければならない遺言書の作成について、デジタル化も含め負担軽減に必要な見直しを検討するよう諮問する考えを示しました。

成年後見制度の見直しに向けた検討状況

令和4年6月 **成年後見制度の在り方に関する研究会**で論点の整理等に関する議論を開始

- 検討対象：成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）の見直し
- 座長：山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
- 委員：合計13名（学者6名、弁護士1名、司法書士1名、社会福祉士1名、当事者団体4名）
- 関係省庁：法務省民事局、厚生労働省社会・援護局、最高裁判所家庭局

※公益社団法人商事法務研究会が主催

令和6年2月 **成年後見制度の在り方に関する研究会（第22回会議）**において議論の結果をまとめた研究会報告書の取りまとめ

同月 法務大臣から**法制審議会**に対して成年後見制度の見直しについて諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

法制審議会民法（成年後見等関係）部会設置

➡令和6年4月から**法制審議会民法（成年後見等関係）部会**で調査審議が開始される予定

検討項目

研究会報告書の概要

テーマ	現状及び課題	検討
法定後見制度における開始、終了等に関するルールの在り方	利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討
法定後見制度における取消権、代理権に関するルールの在り方	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、 本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討
法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルールの在り方	本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、 本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討
任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、 任意後見契約の効力が生じない。	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討

その他のテーマ

- 法定後見制度における類型の見直し
- 成年後見人等の報酬の在り方

など多岐にわたるテーマが取り上げられている

地域福祉権利擁護事業の仕組み

基幹的社会福祉協議会

※基幹的社協とは、日常生活自立支援事業を業務委託された市区町村社協のこと

サービス提供
契約に基づいて
実施

指導・監督

報告・連絡・相談

?

中核機関
連携?

支援? ?

市区町村

生活支援員

専門員

具体的な直接援助を行う。
地域住民が地域住民を支える
コンセプト。

初期相談から支援計画の策定、
利用契約の締結業務を行う基
幹的社會福祉協議会の職員。

契約締結

都道府県・指定都市 社会福祉協議会

一部業務委託

全市区町村社協実施方式が78.3%、
基幹的社協方式が23.9%



事業の実施主体。サービス提供等を市
区町村社協に委託。
契約締結審査会を実施するほか、研修
等を提供。

国

国1/2、都道府県1/2で
補助を実施

都道府県



利用者本人

判断能力が不十分であって、
日常生活を営むのに必要な
サービスを利用するための
情報の入手、理解、判断、
意思表示を本人のみでは適
切に行うことが困難な者。

国庫補助を出している。
利用者1人、1ヶ月あ
たり7,900円。生活保
護受給者からは利用料
をとらないため、生活
支援員の人件費等の一
部として利用者1人、
1ヶ月あたり3,000円
上乗せ。

令和6年度当初予算案 1.0億円（98百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等**を進める。
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

〈実績〉 10自治体（令和4年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円【補助率】 1/2

1

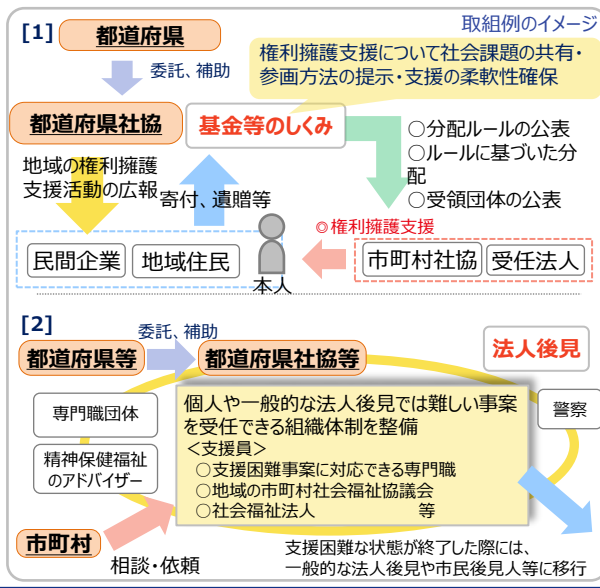
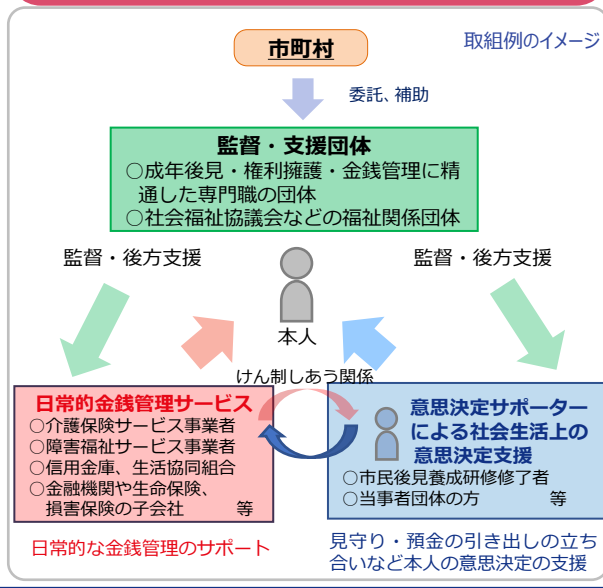
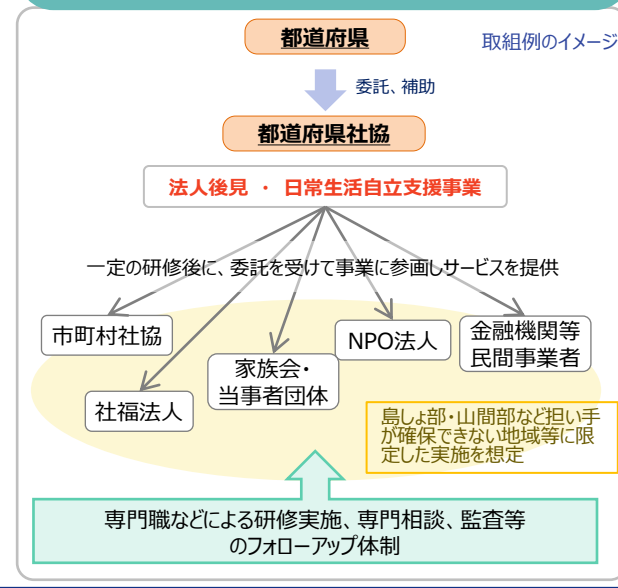
- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

2

- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組

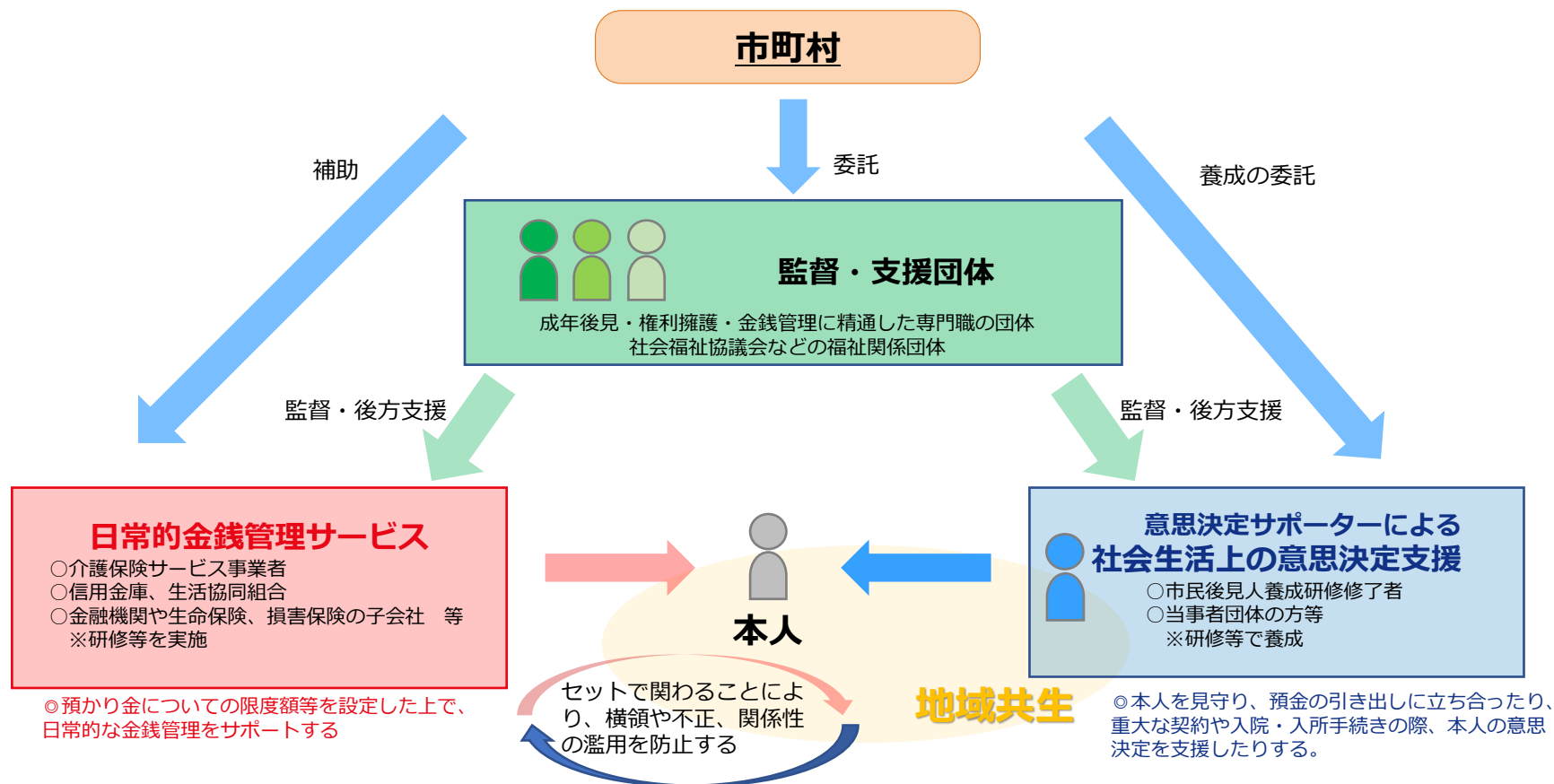
3

- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
- [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



< スキームの全体イメージ >

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるようにすることを目指す。



令和6年度当初予算案 1.0億円の内数（98百万円） ※（）内は前年度当初予算額

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

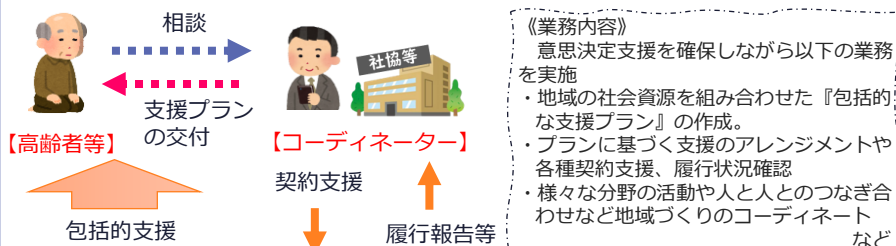
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

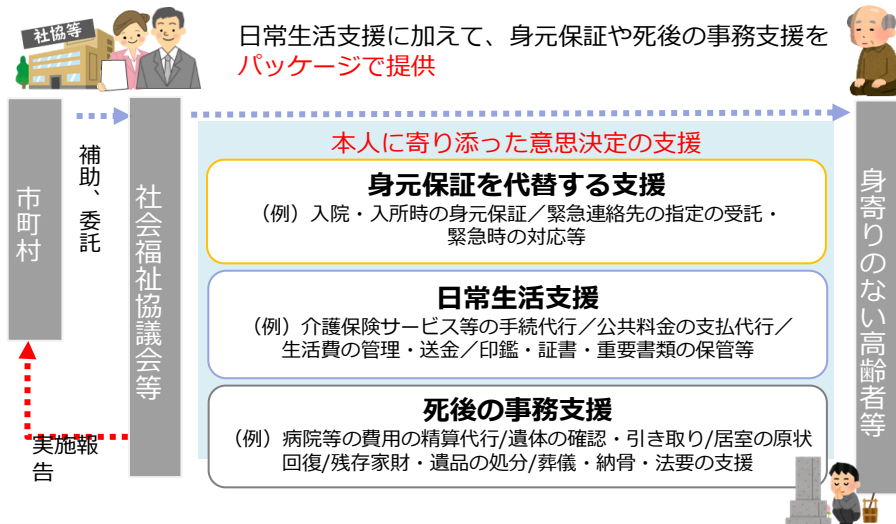


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、身元保証や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

成年後見制度の見直しと、総合的な権利擁護支援策の充実（日常生活自立支援事業、持続可能な権利擁護支援モデル事業）が車の両輪となる、権利擁護支援のあり方そのものの見直しが進められています。



4

地域で形づくるために何ができるか

考えてみましょう

- ◆ 「幸せだなあ」と感じる瞬間をいくつか、思い浮かべてみてください。
- ◆ すべてが、人に自慢できるような瞬間ですか？
- ◆ その瞬間は、子どもの頃から今まで、ずっと変わらず同じことでしたか？



保護

賢い選択しない権利
(愚行権)

エイジズムや社会か
らの排除の打開

「あなたのためだから」
「〇〇のくせに」

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 権利擁護支援の定義

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

「誰かが本人の代わりに（本人の意思を無視して）決めること」によって、本人の力を奪ってきたこと、結果として支援がたくさん必要となったこと—この悪循環の仕組みを見直すことが求められます。



地域ごとに取り組むことの意義

○ 国の施策では、法と財源が違う、似たような事業・施策が展開
例) 総合相談、意思決定支援

↓ そのままやると・・・

市町村の別々の局・課で似たような事業をしている

同じようなメンバーで似たような会議を何度もしている

○ それぞれの地域の人口も社会資源も、歴史も文化も、違う中で、
国が一律に施策を展開することにも限界がある

市町村として何をしたいか、どうやりたいか整理しながら実施することが求められています

わが市、わが町ならではの、仕組みづくりの方が、支援の必要なご本人にとっても、受け入れやすいし、地域住民の人も参画しやすいですね。



地域と取組むことの意義

○ 行政が行うこと＝計画的、最低限度



○ それぞれの人が、地域で、その人らしく豊かに生活できるよう、
地域の人、団体、機関と創造する

行政の「投げっぱなし」「任せっぱなし」とならないよう、
行政が担当すること、地域が担当すること（社協が担当すること、
色々な人、団体・企業が担当すること）を話し合いながら進める

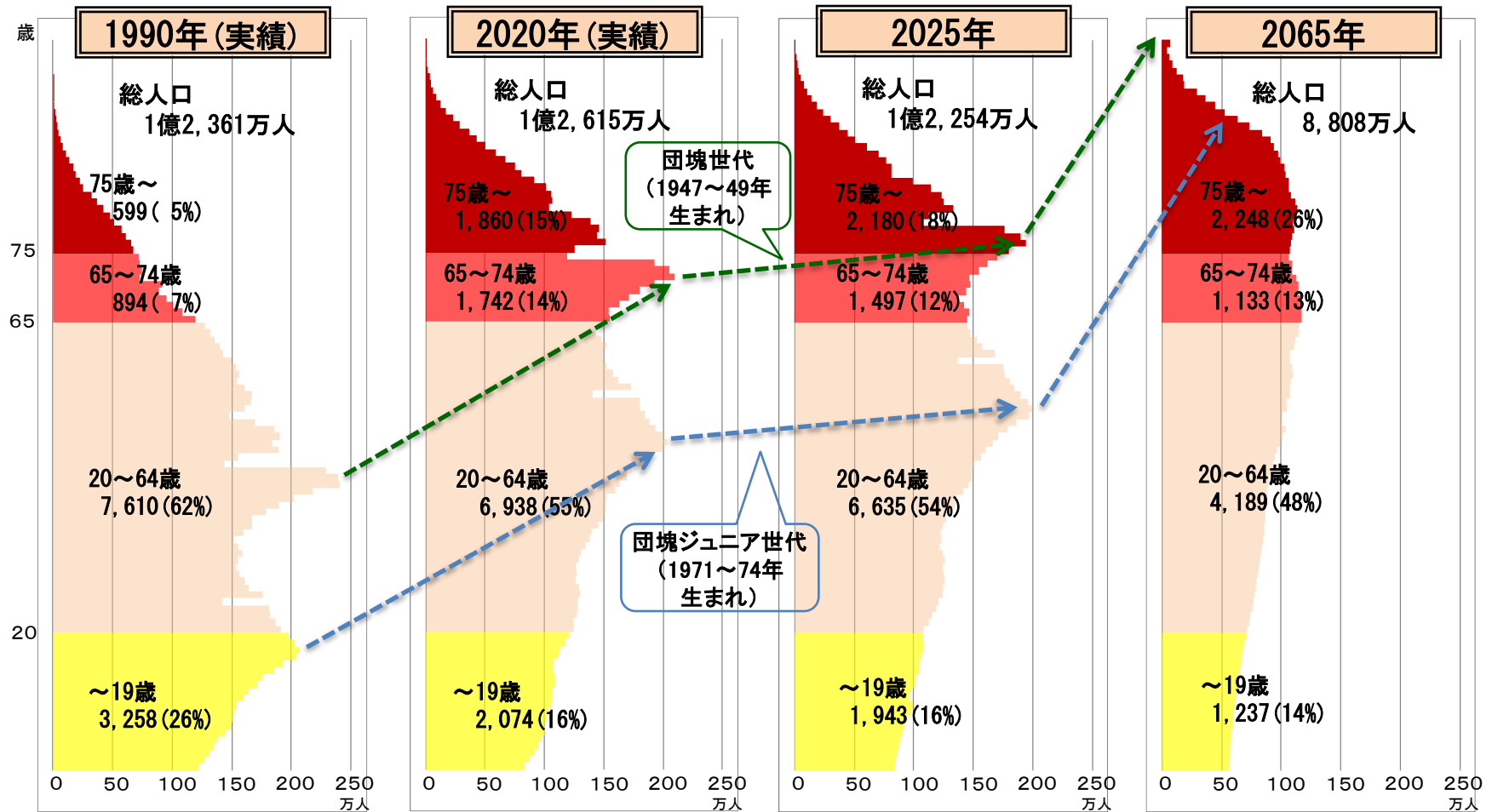
何を

どのように

人・物・金

日本の人口ピラミッド（1990-2065）について

- ◆ 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となります。
- ◆ 2065年には、人口は8,808万人にまで減少しますが、65歳以上は全人口の約38%となります。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」「(出生中位(死亡中位)推計)

何をを目指すのか？何が最低限なのか？

法定後見制度の利用者

頼れる身寄りがいない、
このままでは法定後見制度や
行政の関与が必要となる人

「頼れる身寄りがいないと、当たり前
の支援が受けられないの？」と不安に
思う人々

身寄りがない人、頼れない人への事前アプローチの強化が始まりました。
この取組は重要ですが、「ACPをとる」という言葉で表現されるように、「決めること」を強化しています。
その決定に、本人は本当の意味で参加しているのでしょうか？「処理的対応」に終始していないのでしょうか？

身寄りありき問題の半ば
「処理的対応」に、地域の人々が、共感し、ともに仕組みづくりを進めてくれるのでしょうか？

1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

いつでもどこでも

日常生活でも



着る物を選ぶ



買い物をする

- 食べ物、洋服を選ぶ
 - 買い物をする ●学び、働く
 - 行きたい場所を決める、移動の方法を選ぶ
 - どういうスタイルで過ごすか
- (だらだら、てきぱき、スケジュールを決めて？そのときの気分で？)

重要な場面や人生の岐路でも



住む場所を変える



医療サービスを選ぶ

- 暮らし方（誰と？一人で？ずっと同じ場所で？場所を変えながら？）
- お金のこと（管理の方法、誰かにサポートしてもらう？）
- 介護サービス、障害福祉サービスを選ぶ
- 医療サービスを選ぶ

生活、人生は意思決定の連続です。だれもが、何かを選んだり、選ばなかったり、迷って決められなかったり、選ぶのに失敗したり、上手くいったりをくり返しながら、生活しています。

まとめ

1

意思決定支援は、本人とかかわる人たちの
共通となる姿勢と行動、プロセス

- だれもが当事者本人であり、同時に本人にかかわる人でもあります。
- 「私の人生を私として生きる」だれでも私の人生の主人公は私です。
- 意思決定の結果にとらわれず、本人にとっても納得感があるプロセスを踏むことが大事です。

2

実行することの難しさも共有し、
本人とかかわる人たちで試行錯誤する

- 意思決定支援を学び、ひとりよがりにならないよう、いろいろな視点や価値観を持つ人たちと共に考えます。
- 時間の制約やできることに限りがあることも意識しながら、みんなで互いに支え合い、意思決定支援をおこないます。その時うまくいかなかったとしても、あきらめないことが肝心です。
- 本人を支えている人も、困った時、迷った時、上手くいかない時には、本人にかかわる他の人たちに、「助けて」と、声をあげていきましょう。

3

キーパーソンは常に本人である

- 関わる人たちは、悩んだら本人の希望や気持ちに立ち返ります。
- “私たちのことを私たち抜きで決めないで”(Nothing About us without us) その意思決定に、“私(本人)”は本当の意味で参加していますか？



1 意思決定支援に向けて知っておきたいこと

チームで支える、一緒に支える

だれもが意思決定をする当事者であり、同時に本人にかかわる人です。
一人で生きている人はいません。支えられながら、誰かを支えています。
その全ての人がお互いに支え合いながら「私の人生の主人公は私」と
いう人生を生きています。チームで支える、一緒に支えるという意識で
取り組みましょう。



「キーパーソンは、本人だよね」という仕組みづくりを、地域の共感を得ながら進めていくことが、これからの権利擁護支援のポイントになるのでは？



大切なことだからこそ、頭の整理、してみませんか？

〇〇がやるべき！
〇〇がないからできない
〇〇はやるべきない
〇〇がダメ
〇〇だから、〇〇とはやりたくない



その理想が実現できる行程が見えていますか??

その実現までに、支援が行き届かない人もいますよね??
その人たちへの支援、どうします??

目指しているのは何か、どうしたらそれを実現できるのか
考えるのは「〇〇」だけの仕事ですか??

徹底的に頭を柔らかくして、今あるもの、経験の蓄積を大切に、さらなる参画を求めながら、地域の仕組みを考えていく必要があります。
一緒に考える、提案しあう、補完しあう、協働する時期に来ていると思います。



目指すことを考えるヒント

- 個別事例からふり返る
 - チームが機能していたか
 - 支援者が本人に出会えたのは適切な時期であったか
 - それぞれが役割を果たせていたか
- 俯瞰して、地域の取組や事業をみる
 - 一緒にやることでパワーアップできるものは？
 - Win-Winになる関係がないか
 - 目詰まりは??
- 決めつけないで、信じて関わる
 - 本人、住民、企業・・・行政と福祉以外の人のパワーを信じて関わる
- 「私」をふり返る
 - 私がやりたいことと、私がやるべきこと、私しかやれないこと

これからの変化を楽しみ、
未来をともに描くこと、
始めてみませんか？





ともすプロジェクトでは、「権利擁護支援のともしびを全国にともす」、「コンパクト&リーズナブルな学びを届ける」ことをコンセプトに、以下の主催研修をオンラインで実施(予定)しています。

すべての研修をオンデマンド配信していますので、過去の研修でもお申込みいただけます。ご希望の方は、ホームページから、お申込みください。

実施日	テーマ	講師	配信	受講料
4月13日 13:30~16:00	新任者としてしておきたい 権利擁護支援 基本のキ① 高齢者虐待対応の基本	川端伸子	2025/ 2/28迄	¥1,000
4月27日 13:30~16:00	権利擁護支援 基本のキ② 成年後見利用促進施策と 市町村長申立て	川端伸子	同上	¥1,000
5月11日 13:30~16:00	成年後見制度はどう変わる??	山野目章夫教授 (早稲田大学) 青木佳史弁護士	同上	¥1,000
6月15日 13:30~16:00	施設・事業所における 虐待防止措置について	社会福祉法人愛光 合同会社 黒子サポート	同上	¥1,000
7月13日 13:30~16:00	権利擁護支援と 寄附・ファンドレイジング	久津摩和弘 長野県社会福祉協議会	同上	¥1,000
9月21日 13:30~16:00	虐待対応における安全プラン ～当事者主体の解決を学ぶ～	調整中	今後の研修情報のメール配信をご希望の方は、コチラ↓まで☑ください。 ともすプロジェクト主催研修事務局 seminar@tomosu.co	
10月19日 13:30~16:00	権利擁護支援者として どう向き合う? キャッシュレス時代	調整中		
11月23日 13:30~16:00	事実を聴き取る面接技法を学ぼう	調整中		